

# 検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:26-0022)  
2026年03月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和8年2月27日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0227第6号」により、測定項目に留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

## ■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿) (HER2遺伝子検査 (大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)) (ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの))	各 2,500点

## ■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
がんゲノムプロファイリング検査	44,000点

## ■ 適用日

2026(R8)年 3月 1日(日) から適用

## ▼ 新規保険収載

測定項目	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿) (HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)) (ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの))
保険点数	各 2,500点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)
留意事項	<p>(12) HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの) HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。</p> <p>(13) ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの) ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの)は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。</p>

## ▼ 保険収載内容 一部変更

下線部分に変更されました。

測定項目	がんゲノムプロファイリング検査
保険点数	44,000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
診療報酬点数表区分	「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査
留意事項	<p>～(略)～</p> <p>(6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。</p> <p>ア～コ (略)</p> <p><u>サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査</u></p> <p><u>シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査</u></p> <p>～(以下、略)～</p>